

猟銃所持者用

令和 7 年 1 月 現在
北海道警察本部保安課

ハーフライフル銃を所持しようとする方へ

改正銃刀法施行後（3 月 1 日^{予定}）から、新たにハーフライフル銃（特定ライフル銃）の所持許可を受けようとする場合、「ライフル銃による射撃教習」又は「ライフル銃による技能講習」を受講する必要があります。

● ハーフライフル銃の所持許可申請に必要な射撃教習又は技能講習

許可日	現在所持している猟銃	
	散弾銃のみ	散弾銃とハーフライフル銃 又はハーフライフル銃のみ
法施行前まで	ライフル銃以外の猟銃による射撃教習又は技能講習	
法施行日 (3月1日 ^{予定}) 以降	ライフル銃による 射撃教習	ライフル銃による射撃教習 又は技能講習

- ※ 1 所持許可申請の標準処理期限は35日ですので、「ライフル銃以外の猟銃」による射撃教習又は技能講習のみでハーフライフル銃の許可を受けるには、遅くとも**1月24日**までに申請する必要があります。

ただし、1 月 24 日までに申請したとしても、審査に時間を要した場合や、審査終了後、法施行日前日までに許可証を受け取らなかった場合は、許可日が 3 月 1 日以降となります。

この場合、新たに「ライフル銃」による射撃教習又は技能講習が必要となります。
- ※ 2 法施行日以降、猟銃所持歴10年未満の方又は職業ハンター以外の方が、特例によりハーフライフル銃の所持許可申請を行う場合は、市町村等からの推薦書及び都道府県からの確認書、又は都道府県の通知文に基づく申告書等の書類が必要となります。